

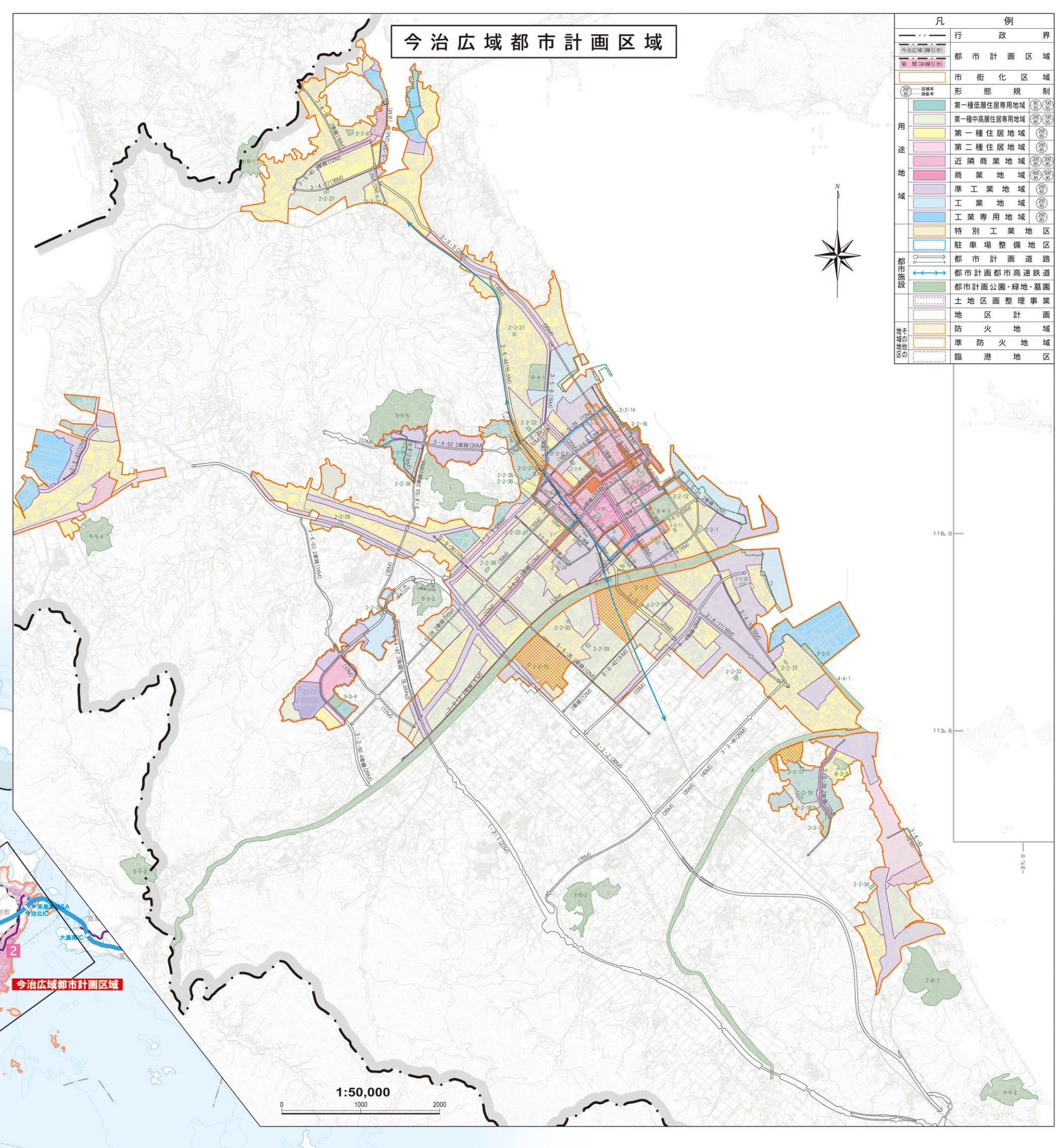
愛媛県都市計画管内図

用途地域の種類

R6.3.1現在

①第1種低層住居専用地域	②第2種低層住居専用地域	③第1種中高層住居専用地域	④第2種中高層住居専用地域	⑤第1種住居地域	⑥第2種住居地域
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な住宅や店舗を兼ねた住宅の建設が認められます。	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、1500坪までの一定の用途が認められます。	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、500坪までの一定の用途が認められます。	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、500坪までの一定の用途が認められます。	住宅の環境を守るための地域です。3,000坪までの店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが認められます。	主に住宅の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが認められます。
⑦準住居地域	⑧近隣商業地域	⑨商業地域	⑩準工業地域	⑪工業地域	⑫工業専用地域
道路の沿道において、自動車関連施設などの用途で、これと併用した住宅の建設が認められる地域です。	近隣の住民が日用品の買物を容易にするための用途で、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、飲食店、美容室、小売店などの用途が認められます。	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業の集積を促進する用途が認められます。住宅や小規模な工業も認められます。	主に工業の工場等の環境の悪化を防ぐための用途で、工場や倉庫の建設が認められます。	主に工業の集積を促進する用途で、工場や倉庫の建設が認められます。	専ら工業の集積を促進する用途で、工場や倉庫の建設が認められます。

※都市計法第8条第1項により定められた地域で、この他に「田園住居地域」があるが、県内では定められていない。



まちづくり 都市再生整備計画事業

●都市再生整備計画事業で実現できる個性あふれるまちづくり

県内市町では、都市再生整備計画事業を活用し、地域交流センター、道路、公園・広場、防災施設等多様な事業を実施し、地域の歴史・文化・自然環境等の特性に活かした個性あふれるまちづくりに取り組んでいます。

【県内の実施事例】

【都市再生整備計画事業を活用したまちづくりのイメージ図】

●都市構造再編集中支援事業（令和元年度までは都市再構築戦略事業）を活用したまちづくり

立地適正化計画を作成した市町においては、都市再生整備計画事業の対象事業に加えて、誘導施設（医療施設、教育文化施設等）等の整備が可能となる都市構造再編集中支援事業を活用し、病院、図書館、博物館、認定こども園の整備を実施し、持続可能で強靭な都市構造への再編に取り組んでいます。

【県内の実施事例】

【都市構造再編集中支援事業を活用したまちづくりのイメージ図】

